

令和元年の意匠法改正について

(主に、令和2年4月1日から施行)

〒101-0041東京都千代田区神田須田町1-5
ダイヤモンドビル2階
小川特許商標事務所
弁理士 小川 眞一
ezc02645@nifty.com
TEL(03)3256-8439
FAX(03)3256-9533

【I】令和元年(2019年)に意匠法が改正され、建築物・内装の意匠が保護対象に加わりました。

この書面は、令和元年の意匠法改正を簡単にまとめたものです。

令和元年の意匠法改正は多岐にわたりますが、主な改正点は、以下の通りです。

- ①保護対象の拡大(建築物の外観・内装デザイン、画像デザインの保護)、
- ②関連意匠制度の拡充(基礎意匠出願から10年間は関連意匠出願OK、関連意匠の連鎖OK)、
- ③意匠権の存続期間の変更(出願日から25年)。

特に、物品性のない意匠にまで保護対象を拡大した点は、大きな改正点です。

保護対象は今まで物品のデザインに限定されていましたが、今後は、コンビニ、喫茶店、レストラン、美容サロンなどの店舗等建築物の外装や内装についても保護対象となります。また、機器の操作画像や表示画像のデザインに関しても保護対象となります。

保護対象を上げたことは、実務上、企業のデザイン戦略に大きな影響を及ぼすものと思われる。

([令和元年の改正法は主に2020年4月1日から施行](#)。但し、後述の「複数意匠一括出願の導入」、「物品区分の扱いの見直し」、「手続救済規定の拡充のための規定」については、[2021年4月1日から施行](#)。)

【II】改正の内容

(1) 保護対象の拡充(2020年4月1日施行)

○ これまで意匠法の保護対象は有体物たる動産である「物品」の形状等に限られ、不動産や固体以外の「物品」でないものは保護されませんでした。令和元年の改正により保護対象を拡充し、物品の形状等と並列する形で、新たに「建築物(土地に定着した人口構造物)」の外観や内装のデザイン、「画像」のデザインについても、意匠の定義に加え、意匠登録できるようになりました(意匠法2条1項)。これにより、例えば、喫茶店、レストラン、美容サロンなどの店舗や、オフィスビル、住宅、学校、工場、ホテル、競技場、美術館、駅舎、空港、橋りょう、電波塔などの建築物(土木建造物を含む)・商業施設などの外観や内装についても意匠登録できるようになりました。また、客船の内装や、キャンピングカーの内装、キッチンカーの内装、ホテルの客室、幼稚園の教室などの内装についても意匠登録できるようになりました。

昨今、企業が店舗の外観や内装に特徴的な工夫を凝らしてブランド価値を創出し、サービスの提供や製品の販売を行う事例が増えています。また、近年、オフィス家具や関連機器を扱う企業が、自社製品を用いつつ、特徴的なオフィスデザインを設計し、顧客に提供する事例も生じています。

こうしたデザインについては、多額の投資を行った上で設計されることも多く、これが容易に模倣されるようでは、デザイン投資の収縮を招くこととなります。

そのため、建築物の外観デザインを意匠権で保護できるように、意匠の定義が見直されました。また、机やいす等複数物品の組み合わせや配置、壁や床等の装飾により構成される内装デザインが、全体として統一的な美観を起こさせる場合には、一つの意匠として意匠登録できるようになりました。

○ また、物品に記録・表示されていない画像デザインも保護できるよう、「画像」そのものも保護対象としました。

意匠の物品性を必要とする改正前の制度では、画像デザインは、物品の機能を果たすために必要とする表示画像や、物品が機能を発揮できる状態にするための操作画像であって、且つこれらの物品またはこれらと一体に用いられる物品に記録された画像であることが必要でした。

しかし、近時は物品性を堅持すると保護対象とならない画像デザインの存在が多く見受けられます。また、そのような物品性を離れた画像でもその重要性が叫ばれております。例えば、クラウドやネットワークを通じて表示されるGUI（グラフィカル・ユーザー・インターフェース）等の画像は、物品に記録されているものではありませんが、インターネットのサイバーモール（仮想商店街）やナビゲーションサービスが発展しており、こうしたサービスのためのアプリケーションやソフトウェアは、クラウド上に記録され、ネットワークを通じて消費者や利用者に提供され、重要な役割を担っています。

また、センサー技術や投影技術の発展により、画像の表示場所が物品の表示部に限定されず多様化し、壁や人体等に投影される画像が出現し、利用者は場所に関わりなくGUIを出現させ、機器を操作することが可能となっています。

このようなクラウド上の画像や投影画像については、多額の投資を行って開発されるものが多く、イノベーションを促進し企業の競争力を強化する観点からは、開発した画像のデザインについて独占権を認め、研究開発投資の回収を容易に行えるようにすることが有効です。これらのものも創作的な価値は十分にありますが、今までは、物品性が要求されたために、これら物品を離れたデザインは、意匠登録の対象とされませんでした。

そこで、令和元年の意匠法改正では、「意匠」の定義を変更することにより、これらの物品を離れた画像デザインも保護対象にすることとしました（意匠法2条1項）。

具体的には、以下の画像を保護対象としました。

- (a) 機器の操作の用に供される画像
- (b) 機器がその機能を発揮した結果として表示される画像
- (c) これらの画像の一部

※意匠法2条1項：この法律で「意匠」とは、物品（物品の部分を含む。以下同じ。）の形状、模様若しくは色彩若しくはこれらの結合（以下「形状等」という。）、建築物（建築物の部分を含む。以下同じ。）の形状等又は画像（機器の操作の用に供されるもの又は機器がその機能を発揮した結果として表示されるものに限り、画像の部分を含む。…）であつて、視覚を通じて美感を起こさせるものをいう。

(2) 関連意匠制度の拡充（令和2年4月1日施行）

これまでは、関連意匠の出願可能期間が本意匠の意匠公報発行前まで（本意匠の出願から8か月程度）でしたが、改正により、基礎意匠（最初に選択した本意匠）の出願から10年を経過する日前までとなりました。また、これまでは、関連意匠にのみ類似する意匠は登録できませんでしたが、改正により、関連意匠にのみ類似する関連意匠の登録を認めることとなりました。

（関連意匠の意匠権の満了日は、「本意匠の出願日から25年経過した日」。）

※なお、勿論、意匠法に規定された登録要件（新規性、創作非容易性）を満たす必要があります。

(3) 意匠権の存続期間（令和2年4月1日施行）

これまで意匠権の満了日は、「登録日から20年経過した日まで」でしたが、改正により、「出願日から25年経過した日まで」となりました。

(4) 創作非容易性の水準の明確化（令和2年4月1日施行）

これまでは、創作非容易性の根拠となる資料は公然知られたものに限られていましたが、改正により、公然知られたか否かに関わらず、刊行物やウェブサイト等に掲載された形状・模様等も創作非容易性判断の根拠資料とすることとなりました。

(5) 組物の意匠の拡充（令和2年4月1日施行）

これまでは、組物の部分については意匠登録が認められませんでした。改正により、組物の部分についても意匠登録することが認められることとなりました。

(6) 間接侵害の対象拡大（令和2年4月1日施行）

これまでは、侵害品を構成部品に分割して製造・輸入等する行為は意匠権を侵害する行為とみなされませんでした。改正により、悪意により侵害品を構成部品に分割して製造・輸入等する行為が意匠権を侵害する行為とみなされるようになりました。

(7) 損害賠償算定方法の見直し（令和2年4月1日施行）

これまでは、意匠権を侵害したときの損害賠償額から権利者の生産・販売能力等を超える部分が除かれていましたが、改正により、権利者の生産・販売能力等を超える部分が除かれないことになりました。

(8) 複数意匠一括出願の導入（令和3年4月1日施行）

これまでは、意匠ごとに願書を作成する必要がありましたが、改正により、複数の意匠をまとめた願書も作成することができるようになります。

(9) 物品区分の扱いの見直し（令和3年4月1日施行）

これまでは、願書に記載すべき物品の区分の粒度を「物品区分表」により定めていましたが、改正により、これを廃止し、経済産業省令に「一意匠」の対象となる基準を設けることとなります。

(10) 手続救済規定の拡充（令和3年4月1日施行）

これまでは、指定期間が経過した後や優先期間が経過した後の出願等の救済が認められていませんでしたが、改正により、指定期間が経過した後や優先期間が経過した後の出願等の救済も認められることとなります。

以上